

来年1月中にもサステナ情報開示に関する内閣府令等公布へ

金融審議会サステナ情報開示・保証WG

去る10月30日、金融庁は第9回金融審議会サステナビリティ情報開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ（座長・神作裕之・学習院大学大学院法務研究科教授）を開催した。主な審議事項は次のとおり。

サステナビリティ情報の開示に関する論点

(1) 中間論点整理において引き続き検討するとされた事項
7月公表の中間論点整理において、引き続き検討し年内を目途に結論を出すとしていた次の事項について、事務局は次の対応を提案した。

- ・時価総額5,000億円以上1兆円未満のプライム市場上場企業のSSBJ基準適用開始時期→2029年3月期から
- ・有報の提出期限の延長→実施しない（現行どおり事業年度終了後3カ月以内）

委員からは賛成意見のほか、

示した。

（図表1）SSBJ基準の適用対象企業と適用開始時期

【適用対象企業】
・プライム市場上場企業のうち、前期末およびその前4事業年度末における時価総額の平均（5年平均時価総額）が1兆円以上の企業とする。
・適用開始期の末日時点ではプライム市場に上場している必要がある。ただし、過去5事業年度の末日において上場している市場は、時価総額の算定ができれば足りるため、プライム市場に限らないものとする。
【適用開始時期（3月決算企業の場合）】
・2026年3月31日を基準として算定した5年平均時価総額が3兆円以上である企業については、2027年3月31日以後に終了する事業年度の有報から適用する。
・同様に、2026年3月31日を基準として算定した5年平均時価総額が3兆円未満1兆円以上の企業については、2028年3月31日以後に終了する事業年度の有報から適用する。

（図表2）サステナビリティ保証業務実施者の登録要件

【人的体制】
・サステナビリティ開示・保証に必要な専門的知識・経験および能力を有する「業務執行責任者」が十分確保されていること、現行の実務経験者の知見を活用するなど、保証が実施できる十分な業務従事者が配置されていることを求める。なお、「業務執行責任者」について、公認会計士資格を求める意見があるが不要とする。
【品質管理体制】
・保証業務実施者が業務の品質管理の状況を適切に評価する体制を整備するため、品質管理部門または品質管理に主として従事する者が設置されていることや、保証業務チームが行った重要な判断および到達した結論についての客観的評価を実施する審査担当者が十分確保されていること、などを求める。
【その他】
・上記の体制を整備し、品質管理のためのガバナンスを実効的なものとするため、保証業務実施者は「法人」であることを求める。また、投資者保護の観点から、一定の資本金や出資金など財産的基礎を求める。

委員からは、賛意が聞かれた。サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律のあり方

(1) 保証基準等

サステナビリティ保証基準、品質管理基準、倫理・独立性基準については、国際基準と整合的に策定することが考えられるとし、基準および実務の指針策定については次のような方法が考えられるとした。

① 金融庁において国際基準をわが国における保証に関する基準として指定する。

② 企業会計審議会において「基準」を策定し、金融庁において関係機関と連携のうえ「基準」に基づく実務の指針等を策定する。

③ 企業会計審議会において「基準」および実務の指針を一体として策定する。

委員からは②への賛意が聞かれた。

(2) 登録要件

サステナビリティ保証業務実施者に求められる体制整備は、保証の質を確保できるよう、国

際基準を満たす必要がある。そこで図表2の体制が整備されていることを登録要件として求めようとした。

委員からは賛意が聞かれた。事務局は、サステナビリティ情報の開示・保証実務は発展途上であることから、当面は金融庁が主体となり検査・監督し、その間に実務の蓄積や議論を深め、自主規制機関のあり方を検討する案が示された。

(4) 検査・監督等

委員からは賛成意見のほか、

会計

バーチャルPPAに関する実務対応報告、検討大詰め

ASBJ、実務対応専門委

去る10月30日、企業会計基準委員会は、第173回実務対応専門委員会を開催した。

前回専門委員会（2025年10月20日号（No.1757）情報ダイジェスト参照）および第559回親委員会（2025年11月1日号（No.1758）情報ダイジェスト参照）に引き続き、バーチャルPPAに係る会計上の取扱いに関する実務対応報告公開草案70号「非化石価値の特定」の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い（案）の文案について、審議された。

実務対応報告の文案の最終化の審議において、6項（非化石価値を受け取る権利及び対価の支払義務に関する会計処理）の「発電時に費用処理の金額について信頼性をもって測定できない場合、信頼性をもって測定できるようなまで費用処理を行わないことができる」との文言について、次の意見が聞かれていた。

・信頼性をもって測定できることが必ずしも費用の認識要件になっていないように読める。
・語尾の「できる」の表現が、発電があれば、測定に信頼性が欠く金額も費用処理が可能と明示的に許容してしまうように読める。

これを受けて、次の修正案が示された（傍線は前回文案からの修正箇所）。

需要家は、非化石価値を受け取る権利について、契約で指定された再生可能電力発電設備による発電が行われ、かつ、金額を信頼性をもって測定できる時点において費用処理を行う。遅くとも国による電力量の認定時点（第5項(4)参照）では、金額を信頼性をもって測定できるものとして取り扱う。

専門委員からは特段の異論は聞かれず、次回親委員会（11月4日開催予定）で公表議決を行う予定。

ポジティブ・メンタルヘルス

「不快」は「快適」の入口

メンタルクリエイト 江口 毅

企業からの依頼で、退職を希望している新入社員のカウンセリングをすることがあります。その際、誰に相談したかとその人が何とコメントしたかを必ず確認しています。その回答は、それぞれ「家族と友人に相談した」と「あなたがそうしたいなら、そうすれば？」が大半を占めました。身近な人に相談する気持ちはよくわかりますが、コメントが相談者を肯定するものばかりで異なる価値観に触れる機会が少ないうちに懸念を抱きました。

同じような価値観の人同士の付き合いは快適なものです。しかし、その快適さは視野を狭め、新しい視点の獲得を阻害する側面もあります。さらにいえば、この世界にはあらゆる正しさがあるのに、自分にとっての正しさが唯一無二であるという思い込みが強化されるおそれがあります。そのような状態が幸せだといえるでしょうか。価値観が多様化する社会のなかで、その人は豊かな人生を歩めるのでしょうか。

それは、年齢、性別、人種、業種、組織、部門、専門分野などが異なる人たちと出会い、意見を交わし、価値観の違いに驚き、想像もしなかった考え方に刺激を受けることです。このような行為はワクワク感や興味深さを覚えると同時に、ちよっぴり不快なものでもあります。私たちは、自分たちと違うもの、容易に理解できないものと相対すると一定のストレスを感じるものだからです。しかし、その不快さのなかに身を置かなければ気づけないことがたくさんあります。

先日、自分とは異なる価値観に刺激を受けた出来事がありました。筆者は看護学校で授業を1科目担当しています。授業後に質問カードを回収すると、授業とはまったく関係のない講師自身についての質問が多く、理解に苦しみました。筆者は、それを学ぶ意欲の不足、学生の幼さ、質問カードの誤った使用方法など捉えました。このことについて複数の人に愚痴をこぼしましたが、その全員が筆者と同じような問題意識を感じてくれました。そんなことを繰り返すうちに、ネガティブな捉え方で凝り固まってしまうました。しかし、久しぶ

りに会った友人は、「その学生たちは講師に対して興味を抱くことを起点に授業にも興味を持ち、学ぶ意欲が高まったといえる。学びはじめの段階として大成功であり、また、教壇に立つ者は全人格的に学生とかかわるものだから、学生が講師という人間に興味を持ったことはむしろ喜ぶべきことである」という見解でした。目から鱗でした。友人の言葉によって、まるで氷が砕けるようにネガティブな思い込みの枠が崩れ、学生の行為に対して初めてポジティブに向き合うことができました。

同じ問題意識を感じてくれるだろう、愚痴に共感してくれるだろうという今までのどりの「快適さ」を得られなかったとき、ほんのわずかでしたが「不快さ」を感じました。しかし、すぐに「自分とは異なる価値観に触れることができてよかった」と心の底から思い、友人に感謝しました。同じ価値観の人ばかりと過「ごす」による「不快さ」を生み、異なる価値観の人と付き合う「不快さ」は、新しい世界の広がりという「快適さ」を生むのです。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考
2025年 10月29日	企業会計基準公開草案89号「金融商品に関する会計基準(案)」等	ASBJ	金融商品に関する会計基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みの1つとして、国際的に予想信用損失モデルが導入されている「金融資産の減損」に関する見直し等を行うもの。金融商品会計基準の改正案のほか、「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針(案)」、金融商品実務指針など全部で15本の改正案等が公表されたほか、補足文書(案)「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いについて(案)」も公表されている。予想信用損失を算定する範囲、信用リスクの著しい増大の判定、予想信用損失の算定方法、実効金利法による償却原価法等について提案されている。コメント期限は2026年2月6日。 https://www.asb-j.jp/jp/project/exposure_draft/y2025/2025-1029.html

金融

FRBの利下げが示す今後の米金
融政策の方向

米連邦準備制度理事会（FRB）は10月29日の連邦公開市場委員会（FOMC）で、政策金利の誘導目標を3.75％～4.00％へと0.25ポイント引き下げた。声明では、経済活動は「緩やかに拡大」とする一方で、雇用の伸び鈍化と失業率の小幅上昇を指摘し、景気の下振れリスクが強まったとの認識を示した。同時に、12月1日をもって国債償還分の再投資を再開し、住宅ローン担保証券償還分も主に国債へ回すことで保有残高削減を終了する方針を表明した。金融引締めから緩和への転換を公式に打ち出した形だ。

連続利下げとなった今回は、2023年以降続いてきた引締め局面に一区切りを打ち、景気重視に転換した最初の措置でもある。今回の決定では、0.5％の利下げを主張する委員と、据置きを求める委員が併存し、委員会内でも見解が分かれた。今後の追加利下げは、経済指標次第で判断が分かれる可能性が高い。

今回の利下げ判断の難しさ

は、雇用環境の変化に比べて物価の鈍化が限定的であったことだ。インフレ率は依然として目標の2％を上回る水準で、早期の緩和が再び資産価格を押し上げるリスクも否定できない。ドル金利の低下により為替市場ではドル安・円高に振れやすく、欧州や日本のような低金利圏では通貨高圧力が強まりやすい。また、中東や台湾などの地政学リスクもあり、原油や金の価格上昇を通じた輸入インフレの再燃にも注意が必要だ。さらに、中国経済の減速や欧州の景気後退懸念が加われば、世界全体の成長見通しは一段と不透明になる。

一方で、利下げを受けて株式や社債市場には一時的な買戻しが入り、リスク資産全般が上昇する局面も想定される。結果として、今回の利下げは短期的には市場に安心感を与えるが、中期的には「金融緩和と地政学リスクが併存する局面」に入ったともいえる。各国の中央銀行は、通貨防衛と物価安定の両立を迫られる事態が続くとみられる。

証券

「高市トレード」はいつまで続くか？

新内閣への高い支持率に後押しされたためか、日経平均の上昇が止まらない。10月最終週に入って5万円台に乗ると、週末には52,000円に達するという勢いである。

この上昇にはアメリカのテック大手がリードするAI（人工知能）株フィーバーが関係している。アメリカのAI株フィーバーは世界の株式市場における各国のAI関連企業の株価高騰を招来し、トランプ関税による不況到来の不安を和らげている。

日経平均の驚異的な上昇も少数の半導体・AI関連の値高株の急騰が大きく寄与している。高市トレードによる株価上昇は株価指数に占める半導体・AI関連株のウェイト差が明暗を分ける。TOPIX（東証株価指数）はこうした株のウェイトが低いため、日経平均よりかなり上昇率が低い。日によつては日経平均は上昇しているのに、TOPIXは下落、ということもあった。

現在の株価・株価指数の上昇の中身、実態はややいびつな構

造になっているといえ、株価上昇の恩恵が特定の株式に投資していた投資家にしか及ばないことが想像される。つまり、株価上昇が消費刺激につながるようなサイクルの発生があまり期待できないように思われる。

株価上昇の基盤が強固とはいえないうえ、これまでの株価上昇によつて投資家の間では高値警戒感が生まれている気配がある。日経平均の急騰をリードした海外投資家は行動力に優れ、機をみるに敏であり、これからちょっとした異変の兆しに株価が強く反応するケースが増えてくるのではなからうか。

世界的にはトランプ関税のダメージ表面化、米AI産業の動向などが注目される。日本市場では、高市政権の経済運営のかじ取りである、積極財政の実行力がすぐに問われる。そして、最も重要なのは、企業収益の動向である。関税の影響はこれらが本番であるが、企業収益はどう変化していくか、固唾を飲んで見守っていくほかはない。